

要望受入れ制度に関するQ&A

Q 1 安全に乗降できるスペースはどのくらいか。

A 1 道路状況により異なりますが、お客様がバスを待たれる間、安全にお待ちいただくことが出来、かつ、お降りになった後、安全に移動できるような場所が確保できるかを確認します。

Q 2 バスが安全に停車できるスペースはどのくらいか。

A 2 道路状況により異なりますが、バスが停車することにより、後方から来る他の車両との接触の恐れが無いか。また、停車場所へ侵入する際に、接触の恐れのある障害物が無いか。等を確認します。

Q 3 交通の支障とは。

A 3 主な確認点は、バスの停車により、他の車両の通行を妨げること。交差点及び曲がり角から30m以内。踏切から50m以内。駐停車禁止区域。等がありますが、他にも、道路状況により交通安全上、支障が無いかを確認します。

Q 4 関係機関協議は具体的にどのように行うのか。

A 4 停留所を設置する場合、所轄の公安委員会に意見を照会し、設置承認の回答が必要です。

他にも、設置箇所の土地所有者（道路の場合は、道路管理者。）の許可が必要となります。この場合、標識やその他の施設を埋設する付近に、他の埋設物（水道管、電線、電話のケーブルなど）があると設置できないことがあります。

また、場所によっては以上の調整に時間を要することがあります。

